

いさみ保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人井宮北福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、
次のとおりとする。

(1) 名 称 いさみ保育園

(2) 所在地 静岡市葵区桜町2丁目4番51号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 いさみ保育園（以下「当園」という。）保育を必要とする乳児及び幼児を日々
受入、保育事業を行うことを目的とする。

2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」
という。）の最前の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい
生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用
乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りなが
ら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう
努めるものとする。

5 「当園」は、「静岡市児童施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
平成24年静岡市条例第8号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条
第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」と
いう。） 94人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」と
いう。）のうち、満1歳以上の子ども 55人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 21人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、
以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）

第7条に規定する時間において、保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(5) 一時預かり事業の実施

※一時預かりや休日保育を実施する場合は、事業を実施する旨を掲載する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1人（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

(3) 保育士 27人（常勤専従 19名 非常勤 8名）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 調理員 4人（常勤専従0名 非常勤 4名）

静岡市の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育を提供する日)

(5) 事務員 2人

園長を補佐し、事務一般についての業務を行う。

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）及び国民の祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで又は16時30分から午後19時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生するまでの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当核保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当核保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他の必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、全二項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条「本園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主事の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに静岡市及び利用乳幼児の保護者等に連絡す

るとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 「当園」は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のために対策を講じるものとする。

- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第14条 「当園」は、保育の提供に関する以下の掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特待地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。